東彼杵町オンライン公共施設予約システム導入業務委質問書への回答

No.	資料名	項目名	質問	回答
1	企画提案書作成要領	2．提出書類 ク 機能用件一覧	「審査用の副本データを用意すること」とあるのは、どのような形式でデータファイルを用意すれば良いでしょうか？。提出は、USBメモリやCD等で書類と一緒に郵送すれば良いでしょうか？	お手数ですが、改ざん防止や確実な受発信の観点から記録メディアの郵送による提出をお願いします。 ファイル形式(PDF)を基本とし、紙媒体（正本）郵送時に同じ封筒に記録メディアを同梱し合わせてご郵送ください。
2	機能要件一覧	施設管理者向け機能, 3.6. デジタルサイネージ	「デジタルサイネージのWebブラウザ」とありますが、ブラウザの具体的な種類/OSを御教授頂けますでしょうか？	ブラウザ／Google chromeやMicrosoft Edge OS/Windows インターネットを介して使用します。
3	業務委託仕様書	6．業務内容 ⑧既予約データの扱い	新システムへデータ移行することとあるが、提供される予約データの書式はどのようなものでしょうか？（CSV等？）	提供する予約データはCSVとなります。
4	スマートロック 設置予定施設		スマートロックでの貸し出しを実施した場合に支障・障壁となりそうなこと の行に ・機械を保管する箇所がない ・※スマートボックスは必要 保管する箇所が2階？ とありますが、現地調査は可能でしょうか？（11月中旬までに）	現地調査は可能です。
5	提出書類	「様式4 企画提案書」に記載する「事務担当者」について	ここでいう事務担当者は、どのような業務を担当する者を想定されていますでしょうか。 具体的な役割や業務範囲についてご教示ください。	技術的な開発担当者ではなく、契約手続きやスケジュール調整、トラブル発生時等に教育委員会との窓口として事務連絡を円滑に遂行して頂く担当者を考えています。

東彼杵町オンライン公共施設予約システム導入業務委質問書への回答

6		委託料限度額の対象範囲について	委託料限度額4,100,000円（税込）は、企画提案書作成要領の「①システム構築費」のみに適用され、「②システム利用料（3月分）」及び「③システム利用料（翌年度1年間）」は当該限度額の対象外との理解でよろしいでしょうか。 また、価格審査の対象となる見積区分を併せてご教示ください。 「①システム構築費」に計上する費用の範囲について、スマートロック機器及び通信機器の調達費、設置に伴う扉の加工・電源・配線工事費、通信回線の開設費並びにキャッシュレス決済サービスの初期設定・接続費は、同構築費に含めるとの理解でよろしいでしょうか。 併せて、通信費、スマートロック関連サービス利用料及び機器保守費等の継続的に発生する費用について、「②・③システム利用料」に含めるものと、別途契約・計上するものとの区分をご教示ください。 なお、同要領の②に記載された対象期間「令和8年3月1日～3月31日」は、「令和9年3月1日～3月31日」との理解でよろしいでしょうか。	委託料限度額は①システム構築費のみです。②③システム使用料については、企画提案書の評価での審査配点とします。 価格審査の見積区分については、 ①サーバー構築・設定一式②施設紹介WEBサイト構築一式③機器・機材（スマートロック機器5ヶ所・Wi-Fi 5カ所・モバイルルーター5カ所等）④機器設置・設定作業⑤操作研修⑥オンライン決済連携⑦カスタマイズ対応　となります。 ②③システム利用料はいわゆるランニング費用（システム利用料・通信費5カ所・機器保守含5カ所）を算出してください。 企画提案書作成要領を更新しました。②システム利用料（3月分）は令和９年3月1日～です。
7		インターネット環境整備の 範囲について	・仕様書に記載の「インターネット環境整備」について、受託者に求める範囲をご教示ください。 ・回線種別（光回線、モバイル回線等）の想定 ・利用環境（管理画面）のインターネット環境の想定 （LGWAN接続系／インターネット接続系等） ・回線契約料及び通信費負担を含むのか ・Wi-Fi機器等のネットワーク機器整備を含むのか ・既設回線を利用した接続設定及び動作確認は想定しているのか ・その他想定される作業範囲 また、対象施設において既設のインターネット回線及びWi-Fi環境を利用するご提案は可能でしょうか。	通信は既存環境を利用予定で、回線種別は光回線になります。新たに環境整備を求めるものではありません。 当町は情報セキュリティ対策として「α´（アルファダッシュ）モデル」を採用しております。 そのため、職員は業務用PC（LGWAN接続系）から直接インターネットに接続するのではなく、「LOCK STAR-SGate」を利用した仮想ブラウザ環境を経由してシステム（インターネット環境）を利用することになります。 ダウンロードファイルはVBox経由により仮想環境から転送する仕組みとなっており、特にDLを禁止しているファイル形式等はございません。

東彼杵町オンライン公共施設予約システム導入業務委質問書への回答

8		キャッシュレス決済について	1.決済事業者の指定 PayPay決済への対応にあたり、既存契約又は指定する決済事業者はありますでしょうか。ない場合は、受託者から提案するとの理解でよろしいでしょうか。 2.取消・返金への対応 決済後の予約取消等に伴う返金は、システム上での対応を必須とするのか、貴町による別途の還付手続も許容されるのかをご教示ください。 3.現金・納付書払いの入金管理 現金・納付書払いの入金状況は、職員がシステムに手入力する運用を想定されているでしょうか。既存の収納管理システム等との連携が必要な場合は、連携先及び連携内容をご教示ください。	1.現在、指定の決済事業者はありません。受託候補事業者が選定後に協議を行います。 2.決裁後の予約取消等に伴う返金は予約システム上での対応ではなく、本町の財務会計システム上で納付書を作成し還付処理を行います。 3.現金・納付書払いの入金管理については、CSV連携に対応は可能ですが、現在のところ自動連携は想定しておりません。調定表や月計表等の統計情報から手入力での運用を予定しています。
9		利用料金の減免について	利用料金の減免について、現在想定されている利用区分及び減免区分をご教示ください。 例） 町内団体／町外団体 学校関係団体 スポーツ団体 文化団体 行政利用 また、利用料金表及び減免規定等の資料をご提供いただくことは可能でしょうか。	利用・減免区分について 町内団体／町外団体・非営利／営利 公共的関係、社会教育関係団体、社会福祉関係団体等 利用料金表は教育委員会HPの施設使用料金表をご利用ください。減免規定においても町HP「総合会館の設置及び管理に関する条例施行規則」第9条（使用料の減免）をご覧ください。

東彼杵町オンライン公共施設予約システム導入業務委質問書への回答

10		利用許可証について	仕様書に記載の「許可証」について、現在運用されている利用許可証の様式をご提供いただくことは可能でしょうか。 また、電子交付を想定されている場合はその運用イメージをご教示ください。 さらに、利用許可証以外に申請書、減免申請書等の帳票でシステム化対象となるものがある場合はご教示ください。	「許可証」の様式は町HP「東彼杵町総合会館の設置及び管理に関する条例施行規則」第2号様式及び「東彼杵町立体育館条例施行規則」第3号様式をご覧ください。 運用イメージは、オンライン・代行窓口での予約⇒Aオンラインで支払いB納付書で支払いC窓口で支払い⇒許可証の発行⇒Aスマートロックで施設利用B鍵を渡して施設利用 ※後日決済代行会社より東彼杵町へ入金と東彼杵町より決済代行手数料を代行会社へ支払い。 利用許可証以外でシステム化対象となるものは、団体登録（変更）申込書及び利用（使用）申請書を想定しています。（様式は教育委員会HP施設関連に掲載）
11		実績について	仕様書に記載の「実績」について、本業務の一部を再委託する予定の協力事業者が持つ同種・類似業務の実績を、提案者の実績として扱っていただけるか、ご教示ください。 再委託先の実績を扱っていただける場合、次の点について条件や留意点があればご教示ください。 ・提出が必要な書類（実績を証明する書類、再委託先の概要、体制図など） なお、提案にあたっては業務全体の責任を当社が負い、再委託先と緊密に連携して確実に業務を進める体制を整える考えです。	本業務の一部を再委託する予定の協力事業者が持つ同種・類似業務の実績については、該当協力事業者が担当する業務の遂行能力や実施体制を確認するための参考資料として取り扱うことは可能です。ただし、該当実績を参加事業者自身の業務実績として取り扱うことについては、仕様書及び実施要領等に定める実績要件の趣旨に照らして判断するものとします。 また、その場合には再委託先の名称や業務実績調書、契約書（誓約書）等の写し、業務実施体制表などを提出してください。（任意様式）

東彼杵町オンライン公共施設予約システム導入業務委質問書への回答

12		プレゼンテーションについて	仕様書に記載のプロポーザルの運用について、「追加資料の提出は認めない」と記載があるが、事前に提出する企画提案書とともに、デモ機やシステムの実際の画面イメージの提示は可能でしょうか。	デモ機及び実際の画面イメージの提示については、事前に提出する企画提案書の内容を説明するための補足的な提示に限り認めることを検討しております。 ただし、企画提案書に記載のない新たな提案や追加資料の配布は認めず、参加事業者間の公平性を確保するため、すべての参加事業者に同一の条件を適用することとします。
13		スマートロック設置対象及び設置工事の範囲について	スマートロックの設置に伴い、扉への穴あけ等の加工や電源工事が必要となる場合、これらの工事を本業務の範囲に含めるご想定でしょうか。また、扉等への加工は許容されますでしょうか。契約終了時の原状回復の要否についても、併せてご教示ください。 また、企画提案書の作成にあたり、対象施設を事前に現地確認させていただくことは可能でしょうか。	スマートロックの設置については、本システム導入業務委託では、扉への穴あけ等の加工や電源工事は想定しておりません。（4.システム機能要件仕様_8.スマートロック_機器を参照。） 現行施設の出入口ドアに対して、提供される「スマートロック機器」を取り付ける業務対応となります。 よって、提供される機器に、やむを得ずに扉への穴あけ等の加工や電源工事等が発生する場合には、当該工事費を本業務に含めた見積書とし、工事施工仕様書（様式任意）を併せて提出して下さい。 なお、その場合、契約終了時の原状回復も必要となります。 また、スマートロック対象施設の事前確認は可能です。